

平成22事業年度

〔 自 平成22年 4月 1日
至 平成23年 3月 31日 〕

第 6 期

事 業 計 画

中日本高速道路株式会社

I. 高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下、「会社法」という。）第10条に基づき、高速道路株式会社（以下、「会社」という。）が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、高速道路会社法施行規則第11条第1項で規定されているとおり、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、事業計画以外にも当該事業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

平成22事業年度の事業計画については、事業全体としては総額約6,445億円の事業費、うち高速道路事業に係る総額は約6,081億円の事業費を予定している。資金計画については、合計約4,834億円の資金を借入金などで調達する予定である。収支予算については、当期純利益として約23億円発生する見込みである。

II. 事業計画

1. 高速道路事業に係る事業計画

平成22事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧その他の管理で構成される。

高速道路の新設、改築については、事業が進捗している道路や大都市圏ネットワークを形成する道路の整備を重点的に、信頼性の高い高速道路ネットワークを構築し、安全・安心・快適な高速道路を提供するため、約4,676億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと約4,297億円）を予定している。また、本事業年度内には、近畿自動車道（名古屋南～高針JCT）12kmの完成を予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理に関しては、適正かつ効率的な維持管理や、道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、約1,405億円の事業費を予定している。

なお、他の会社の事業範囲における高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る平成22事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	第二東海自動車道など計11道路420kmの新設	4,676
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理	中央自動車道など計18道路1,751kmの維持、修繕等	1,405
会社法第5条第2項に規定された以外の高速道路における新設、改築		—
会社法第5条第2項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		—
合計A（高速道路事業）		6,081

2. 高速道路事業以外の事業に係る事業計画

平成22事業年度における高速道路事業以外の事業については、高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他の事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理に関しては、高速道路の供用に伴う新規のサービスエリア等の建設及び利用者への適正なサービスを実施するために必要な既存サービスエリア等の管理を行うために、事業費約200億円を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等に関しては、高速道路事業に関連する他の道路事業等の委託事業を着実に実施するため、約143億円の受託事業費を予定している。

その他事業に関しては、トラックターミナル事業、道路占用施設活用事業、広告事業、物販事業、コンサルティング事業、旅行業、会員カードサービスのほか、新たに事業を展開するために、約21億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の事業に係る平成22事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	第二東海自動車道沼津サービスエリアなど計13箇所の建設 中央自動車道談合坂サービスエリアなど計166箇所のサービスエリア・パーキングエリアの管理	200
国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等（※1）	「一般国道468号さがみ縦貫道路（西久保～海老名南）事業の施行に関する協定」に基づく受託工事ほか	143
会社法第5条第2項に規定された以外的高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理		—
その他の事業	トラックターミナル事業、道路占用施設活用事業、広告事業、コンサルティング事業、旅行業、会員カードサービス事業ほか	21
合計B(高速道路事業以外)		364
合計（A+B）（全事業）		6,445

※1 この中には、会社法第5条第5項に基づいた、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等の所要資金約0.6億円を含む。

■資金計画書

平成22事業年度の資金計画書は下記のとおりである。

単位：億円

科目	合計	金額	
		高速道路事業	高速道路事業以外
収入の部			
(営業的収入)			
高速道路事業営業収入	4,389	4,389	
関連事業営業収入	293		293
SA・PA事業収入	139		139
その他の事業収入	11		11
受託事業収入	143		143
営業外収入	—	—	—
(資本的収入)			
社債・借入金	4,834	4,834 (4,834)	
機構からの無利子借入金	—	—	
社債	2,000	2,000 (2,000)	
民間借入金	2,834	2,834 (2,834)	
前期繰越金	899	508 (233)	391
合計	10,415	9,731 (5,067)	684
支出の部			
(営業的支出)			
高速道路管理費	1,083	1,083	
道路維持管理費	489	489	
道路業務管理費	365	365	
一般管理費等	229	229	
道路資産賃借料	3,150	3,150	
関連事業管理費	238		238
SA・PA事業管理費	78		78
その他の事業管理費	16		16
受託事業営業費	143		143
(資本的支出)			
高速道路新設・改築費	4,676	4,676 (4,621)	
新設・改築費	4,297	4,297 (4,241)	
一般管理費	160	160 (160)	
支払利息等	220	220 (220)	
高速道路修繕費	322	322 (213)	
修繕費	279	279 (179)	
一般管理費	39	39 (30)	
支払利息等	5	5 (5)	
関連事業建設費	126		126
SA・PA事業建設費	121		121
その他の事業建設費	5		5
社債等償還金	56	47	9
次期繰越金	764	453 (233)	311
合計	10,415	9,731 (5,067)	684

※端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※高速道路事業欄の()書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画である。

※上記計数は、消費税を含む。

■収支予算書

平成22事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益	6,805	6,805	
(1) 料金収入	4,394	4,394	
(2) その他収入	2,410	2,410	
・道路資産完成高	2,410	2,410	
2. 営業費用	6,789	6,789	
(1) 道路資産賃借料	2,992	2,992	
(2) 道路資産完成原価	2,410	2,410	
(3) 管理費用	1,173	1,173	
・維持修繕費	465	465	
・管理業務費	351	351	
・一般管理費	200	200	
・租税公課	20	20	
・減価償却費	137	137	
(4) 引当金等	214	214	
高速道路事業営業利益	15	15	
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益	364		364
(1) SA・PA事業収入	132		132
(2) その他の事業収入	10		10
(3) 受託事業収入	221		221
2. 営業費用	325		325
(1) SA・PA事業費	86		86
(2) その他の事業費	18		18
(3) 受託事業費	221		221
関連事業営業利益	39		39
全事業営業利益	54	15	39
III. 営業外収益	—	—	—
IV. 営業外費用	16	15	0
経常利益	38	—	38
V. 特別利益	—	—	—
VI. 特別損失	—	—	—
税引前当期純利益	38	—	38
法人税、住民税及び事業税	15	—	15
法人税等調整額	—	—	—
当期純利益	23	—	23

※端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※上記計数は、中日本高速道路(株)単体の収支予算である。

※引当金等は、マイレージ等による割引額である。

※上記計数は、消費税を含まない。